AIG

AIG損保

2027年1月1日以降に保険の満期日を迎えるご契約者の皆さまへ

自動車保険改定のご案内

平素よりAIG損保の自動車保険に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、弊社では保険期間の開始日が2027年1月1日以降のご契約より、自動車保険の商品内容の改定および保険料の見直しを実施いたします。
つきましては、本ご案内をご確認いただき、引き続き弊社自動車保険をご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ 主な商品・サービス改定

① ロードレスキュー「車両搬送サービス」の支払限度額の改定

ロードレスキューをご利用いただき、ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場などへ搬送する「車両搬送サービス」の支払限度額を無制限に改定します。ただし、弊社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。

	現行	改定後
ロードレスキューをご利用いただく場合	1回の事故・故障につき、30万円限度※1※2 (一部の用途車種※3は50万円限度)	**無制限**※4
上記以外 (ご自身で搬送手配された場合等)	1回の事故・故障につき、15万円限度 (一部の用途車種※3は30万円限度)	1回の事故・故障につき、15万円限度 (一部の用途車種※3は30万円限度)

※1 要した費用のうち、レッカー等諸費用特約による車両搬送費用保険金が支払われる場合は、保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、これによって、「車両搬送サービス」に定める支払限度額が増額されるものではありません。
※2 保険期間の開始日が2026年1月1日から2026年12月31日のお客さまは、2027年1月1日以降に発生した事故等のトラブルに限り、無制限※4となります。
※3 自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)・営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)・自家用バス・営業用バス・砂利類運送用普通貨物車・普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)・特種用途自動車(キャンピング車以外)・A種工作車・B種工作車をいいます。
※4 レッカー等諸費用特約で支払われるべき費用についてはレッカー等諸費用特約から優先して支払い、レッカー等諸費用特約の支払限度額を超過した費用を無制限とするものです。

事故・故障等にあわれてロードレスキューをご利用いただく場合、事前に専用ダイヤルへご連絡、または専用サイトからお申し込みいただく必要がありますのでご注意ください。

② 特約の改定/廃止

(1)車両新価特約および車両全損時復旧費用特約の改定

再取得時諸費用保険金の計算方法を改定し、お支払いする保険金が10万円を下回ることがないよう下限を設けます。

(2)車内身の回り品特約の改定

設定可能な保険金額のうち、**「50万円」**および**「100万円」**を**廃止**します。

(3)特約の廃止

商品の分かりやすさやお客さまのニーズをふまえ、以下の特約を廃止します。

- ●自宅・車庫等損害特約
- ●車対車事故免責ゼロ特約
- ●車上ねらい被害費用特約
- ●対人臨時費用対象外特約
- ●搭乗者傷害の死亡・後遺障害保険金のみ補償特約
- ●搭乗者傷害の医療保険金(一時金払)の2倍払特約

Ⅱ 保険料の改定

❶ 保険料水準の改定

商品改定および以下直近の損害率動向を踏まえ、保険料の全面的な見直しを実施します。
・事故の際に修理する部品代や人件費(作業工賃)などの上昇を要因に1事故当たりの支払保険金が上昇を続けていること
・自動車の高性能化に伴う高額部品の増加など自動車保険を取り巻く環境が変化していること
保険料の見直し幅は、ご契約条件によって異なりますが、今回の見直しでは多くのご契約にて保険料引上げとなります。
個々のご契約の保険料引上げ幅は、用途車種・記名被保険者年齢・運転免許証の色・使用目的・補償内容等により異なりますが、特に、前契約のノンフリート等級が20等級のお客さまや、新車割引などの割引が継続契約より適用対象外となるお客さまは保険料引上げ幅が大きくなる傾向にあります。

❷ 長期契約の保険料水準の改定

保険期間が1年超の長期契約の保険料は、1年契約の保険料対比で引上げとなります。
この改定により、長期分割払自動車保険※では、主として第1保険年度の保険料が、同条件の1年契約の保険料よりも高くなります。
※保険期間が2年または3年の長期契約に保険料分割払特約、団体扱特約または集団扱特約をセットした契約をいいます。

Ⅲ その他の主な改定

項目	概要
記名被保険者の要件の改定	記名被保険者は「被保険自動車を主に使用する者」から1名を設定する規定となっています。この「被保険自動車を主に使用する者」に該当する者は、「被保険自動車を主に運転する者」または「被保険自動車を自由に支配・使用する正当な権利を有する者」のみとするよう改定します。
特定小型原動機付自転車の要件の改定	特定小型原動機付自転車の要件に「走行中に最高速度の設定を変更することができないこと」および「オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられていること」を追加します。

●このチラシは自動車保険改定の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL: 03-6848-8500(大代表)
午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo

2A2-53C(B-260286)26-09 150K(CR)